

佐渡市町村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 佐渡市町村合併協議会規約第16条の規定に基づき、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村の負担金、繰越金、その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の会議の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、協議会の会議の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の会議の認定を得たときは、当該決算の写しを関係市町村長に送付しなければならない。

3 協議会が解散した場合は、会長であった者が協議会の決算を調整し、監査委員の監査に付した後、協議会の副会長及び委員に当該決算の写しを送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 会長は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長所在市町村の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月7日から施行する。ただし、協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

この規程は、平成15年3月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 市町村負担金	1 市町村負担金	1 市町村負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 職員手当等	1 職員手当等	1 職員手当等
2 共済費	1 共済費	1 共済費
3 賃金	1 賃金	1 賃金
4 旅費	1 旅費	1 旅費
5 需用費	1 需用費	1 需用費
6 役務費	1 役務費	1 役務費
7 委託料	1 委託料	1 委託料
8 使用料及び賃借料	1 使用料及び賃借料	1 使用料及び賃借料
予備費	予備費	予備費